

株式の売出しに関するお知らせ

平成 16 年 8 月 24 日開催の当行取締役会において、当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 数 当行普通株式 7,741,000 株

(2) 売 出 人	氏名又は名称	売出株式数
	SMBC 抵当証券株式会社	3,000,000 株
	明治安田生命保険相互会社	2,500,000 株
	株式会社みずほ銀行	1,215,000 株
	株式会社みずほコーポレート銀行	1,026,000 株
	合 計	7,741,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（平成 16 年 9 月 6 日（月）から平成 16 年 9 月 9 日（木）までのいずれかの日に決定されます。）

(4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村証券株式会社、新光証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、三菱証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受させます。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とします。

(5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定しています。

(6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定しています。

(7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とします。

(8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

(9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 加藤千磨に一任します。

(10) 前記各号については、平成 16 年 8 月 24 日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。

ご注意： この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案したうえで、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当行株主から 1,000,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当行普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当行株主から借入れる株式（以下「借入れ株式」という。）であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる売出株式とは別に、1,000,000 株を上限として追加的に当行普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 16 年 9 月 21 日（火）を行使期限として、当行株主から付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

- | | | |
|--|---|----------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当行普通株式 | 上限 1,000,000 株 |
| | なお、株式数は上限を示しており、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案のうえ、決定されます。 | |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とします。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が当行株主より借入れる当行普通株式を自ら売出すものとします。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とします。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とします。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 引受人の買取引受による売出しの申込証拠金と同一とします。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 1,000 株 | |
| (9) 売 出 価 格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 加藤千磨に一任します。 | | |

ご注意： この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 前記各号については、平成 16 年 8 月 24 日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。

【ご参考】

売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたが、これは当行株式の分布状況の改善と流動性向上を目的としたものであります。

以上

ご注意： この文書は、当行株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。